

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																												
		1. 就学援助制度の周知方法																																												
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)											(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)				(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるものに○)						(8) (7)の力の内容																		
		ア. 教育委員 イトに制度を 掲載	イ. 自治 体の広 報誌等に 掲載	ウ. 就学 案内の 書類に記 載又は 就学案 内の書 類ととも に配布	エ. 就学 指導課 診断の 際に学校 で就学援 助制度の 書類を 配布	オ. 学校 の入学 説明会で 就学援 助制度の 書類を 配布	カ. 入学 時に学校 で就学援 助制度の 書類を 配布	キ. 毎学 年の進級 時に学校 で就学援 助制度の 書類を 配布	ク. 民生 委員やス クールソ ーシャル ワーカー 等から家 内を配付	ケ. 教育 委員会 から児童 生徒がい る世帯へ 案内を送 付	コ. その他	ア. 申請 締切を設 定し、期 間内の申 請のみ受 け付け	イ. 随時 申請を受 け付けて おり、年 度当初分 から援助	ウ. 随時 申請を受 け付けて おり、締 切を過ぎ た申請の 場合は申 請月や認 定月以降 分から援 助	エ. 各学 期で申請 締切を設 定し、各 学期始め から援助	オ. その他	ア. 申請 を希望す る者が学 校に提出	イ. 申請 を希望す る者が教 育委員会 に提出	ウ. 申請 を希望す る者が学 校もしくは 教育委員 会に提出	エ. 申請 の有無に かわらな い、全員 が学校に 提出	オ. 申請 の有無に かわらな い、全員 が教育委 員会に提 出	カ. 申請 の有無に かわらな い、全員 が学校も しくは教 育委員会 に提出	キ. その他	(6) (5)のキの内容																						
(2) (1)のコの内容											(4) (3)のオの内容・補足事項					(6) (5)のキの内容						(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるものに○)																								
63	63	59	49	18	43	51	24	58	5	5	21	21					0	1	58	0	4	4				12	21	31	1	0	1	4	4						19	1	41	49	6	8	8	
埼玉県	さいたま市	○	○		○	○		○					○					○																												
埼玉県	川越市	○	○	○	○			○			○	市民センターや子育て関係部署へのチラシの設置		○				○															○	○												
埼玉県	熊谷市	○	○		○			○			○	毎年10月に学校を通じて就学援助制度の書類を配布している。		○				○													○		○													
埼玉県	川口市	○	○		○	○	○	○						○			○					○	国公立、区域外通学の場合は、申請希望者が申請書を学校に提出し、学校記入欄に必要事項を記載してもらう。その後、申請希望者が教育委員会に申請書を提出する。										○							目立つようにパンフレットを色紙で印刷、パンフレットを外国語翻訳(英語、中国語、トルコ語)						
埼玉県	行田市	○	○		○	○		○			○	教育委員会から現年度認定児童生徒がいる世帯へ申請書と案内を送付		○			○															○														
埼玉県	秩父市	○		○	○	○		○			○	児童扶養手当担当課で児童扶養手当申請者へ制度案内を配布		○			○								○						○		○													
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○		○						○				○															○		○											
埼玉県	飯能市	○	○		○	○	○	○						○				○															○	○												
埼玉県	加須市	○	○		○	○		○						○				○														○		○												
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	○	○						○				○														○		○												
埼玉県	東松山市	○				○		○						○				○															○		○											
埼玉県	春日部市	○	○			○		○						○				○														○			○											
埼玉県	狭山市	○			○	○	○	○						○				○														○		○												
埼玉県	羽生市	○	○		○	○		○		○	庁舎内のテレビにて案内、自動販売機のメッセージボードへの掲載。メール、LINEでの配信サービスを用いた周知。他の部署が発行する市民への案内の書類や冊子に掲載			○				○																○	○											
埼玉県	鴻巣市	○	○	○		○	○	○						○				○														○		○												
埼玉県	深谷市	○			○	○	○			○	市役所のウェブサイトにて制度案内を掲載			○				○															○	○												
埼玉県	上尾市	○	○			○		○		○	毎年2月(次年度就学援助費申請受付開始月)に学校で就学援助制度の書類を配布			○				○															○													
埼玉県	草加市	○	○		○	○		○						○				○															○	○												

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)												(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)					(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)					(8) (7)の力の内容				
ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会にて就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒へ世帯へ案内を送付	コ. その他	(2) (1)のコの内容	ア. 申請締切を決定し、期間内の申請の受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他	(4) (3)のオの内容・補足事項	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他	(6) (5)のキの内容	ア. 目につきやすいサイトや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	(7)の力の内容		
83	63	59	49	18	43	51	24	58	5	5	21	21	0	1	58	0	4	4	12	21	31	1	0	1	4	4	19	1	41	49	6	8	8
埼玉県	越谷市	○	○		○	○	○	○							○	毎年度4月～1月末までを申請期間としており、5月末まで申請の場合4月分から援助対象とし、6月以降は申請月の翌月分から援助している。			○									○	○	○	○	転入者には必ず就学援助制度の案内をしている。5月末までの受付期間において日曜受付を2回実施しているため、教育委員会から保護者宛メールで実施日等を通知している。	
埼玉県	蕨市	○			○	○	○	○					○				○											○	○				
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○					○					○										○	○				
埼玉県	入間市	○	○		○		○	○					○						○			○	希望者が地区センター(支所)に提出(申請者のみ提出)					○		○			
埼玉県	朝霞市	○		○		○	○	○		○	○	・各小・中学校の学校便りに周知文を掲載 ・駅前電光掲示版で案内文を掲載 ・学校メールにて全児童生徒の保護者に周知文を送付					○	○				○	○	準要保護:申請の有無にかかわらず、全員が学校若しくは教育委員会に申請用紙を提出、または電子申請フォームから回答 要保護:生活保護担当課から生活保護受給者情報の提供を受け認定するため提出不要					○	○	○	○	回答者の負担とならないよう電子申請フォームからの受付が可能
埼玉県	志木市	○	○		○	○		○					○					○				○	要保護については、福祉事務所より、受給者名簿を提出してもらう。					○		○			
埼玉県	和光市	○	○			○	○	○		○	・各小中学校の4月の学校だよりに掲載 ・転入時に配布される市の冊子に掲載 ・入学通知書発送時にチラシを同封 ・窓口でチラシを配置 福祉部が発行の冊子に掲載					○		○					○			○		○					
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○					○						○									○	○				
埼玉県	桶川市	○	○		○	○		○					○						○										○	○			
埼玉県	久喜市	○	○		○	○		○					○					○										○	○				
埼玉県	北本市	○	○			○	○	○	○				○						○												○	学校費についてお知らせする学校からの通知の裏面等で、就学援助制度について掲載し、周知を図っている。	
埼玉県	八潮市	○		○	○	○		○		○	多言語対応(英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ウルドゥー語、ウクライナ語)の案内を各学校や教育総務課窓口に設置し、必要な方へ配付。新規の児童扶養手当受給者に制度のお知らせを配付。					○		○											○				
埼玉県	富士見市	○	○				○	○		○	就学時健康診断の案内書類とともに就学援助制度の書類を送付						○		○									○	○		○	英語の案内を作成	
埼玉県	三郷市	○		○			○	○					○							○								○	○	○			
埼玉県	蓮田市	○	○			○		○							○	当初申請分はアの内容による。当初申請期間を過ぎたものは申請日から援助。			○								○	○	○				
埼玉県	坂戸市	○	○		○	○		○		○	・転入時に就学援助制度の書類を配布 ・関係する他課で就学援助制度の書類を配布					○	○	○			○				○		○						
埼玉県	幸手市	○	○		○	○		○					○							○								○	○				
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○		○	○				○	毎年1月就学援助申請期間内に、小学1年生から中学2年生の全児童生徒へ就学援助制度の書類を学校で配布					○		○									○	○					
埼玉県	日高市	○	○	○	○	○				○	就学支援制度の案内が記載されているメールを保護者へ送信。							○										○			○	就学援助制度の案内を色用紙に印刷。	
埼玉県	吉川市	○	○		○		○	○		○	保護者メールシステムを活用して案内を送付。児童扶養手当通知発送時に就学援助案内を同封。給食費未納世帯への催告書送付時に就学援助案内を同封。						○		○									○	○				
埼玉県	ふじみ野市	○	○		○	○		○		○	就学時健康診断の際に学校で制度の説明をしている。電子メールで制度の案内をしている。他課との連携により、生活保護廃止・停止時、市民相談時、児童扶養手当申請時、学校給食費滞納時等において制度の案内をもらっている。							○									○	○					
埼玉県	白岡市	○	○			○		○		○	窓口での問い合わせに対して、パンフレット「就学援助のお知らせ」を配付している。 市発行の「子育て支援ガイドブック」に制度の案内を記載している。 「キ」の配付は、既認定世帯に限定している。																○						
埼玉県	伊奈町	○	○			○	○	○					○						○									○					

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

都道府県		市町村名		I 令和5年度就学援助制度の実施について																				5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率		
				4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. (1)で「ソ、タ」に○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応												
				(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																																
				ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が児童手当所定労働者	ク.PTA会費、学校納付金等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職責が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額満額に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記入してください。)	テ.その他	係数(倍率)	係数(倍率)	(4) (1)で「テ」と回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	(1) 令和5年4月以降、必要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。					(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば必要保護・必要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				
ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)					イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)					ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準で否認となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準により再認定など)					イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるが、対応していない(必要保護者がいない。影響を及ぼす所得層の必要保護者がいない等)					ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない							エ. その他		年	月						
63	63	44	44	39	38	38	48	14	14	30	32	11	13	16	25	20	24	15	1	13	59	1	13	3	7	37	3	3	1	0	0	37	37	令和4年度		
埼玉県	三芳町																○				1.3	1	13	児童扶養手当の支給者は1.5倍	○		3	3	1	0			平成25	4	15%未満	
埼玉県	毛呂山町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													20%未満		
埼玉県	越生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3		学校長の所見等から教育委員会が認めた者。		○		○								20%未満	
埼玉県	滑川町	○														○				1.3				○		○								10%未満		
埼玉県	嵐山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													20%未満		
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○			1.3													20%未満		
埼玉県	川島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3				○								平成25	4	15%未満		
埼玉県	吉見町		○	○	○	○	○			○	○						○			1.3														15%未満		
埼玉県	鳩山町															○				1.3				○		○								10%未満		
埼玉県	ときがわ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													15%未満		
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○																									10%未満		
埼玉県	皆野町	○	○	○	○	○	○							○			○		○	1.3		その他教育委員会が特に給付する必要があると認めた場合												10%未満		
埼玉県	長瀨町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1.5				○			○							15%未満		
埼玉県	小鹿野町	○	○	○	○		○								○																			10%未満		
埼玉県	東秩父村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			1.3				○							平成24	12	10%未満			
埼玉県	美里町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○		○	1.8	1.5				○							平成24	12	15%未満		
埼玉県	神川町	○	○				○																											15%未満		
埼玉県	上里町	○	○	○			○							○		○				1.3				○			○							15%未満		
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○							15%未満		
埼玉県	宮代町		○	○	○	○	○				○	○				○				1.3				○							平成25	4	10%未満			
埼玉県	杉戸町	○	○			○	○				○						○		○	1.3		特支援助費の保護基準額(1.3倍)から外れるが、家庭の状況を考慮し認定											20%未満			
埼玉県	松伏町															○				1.3					○						平成24	12	25%未満			

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																												
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																												
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																												
		(1) 費目毎の援助額																										(2)補足事項																		
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																										
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項																	
63	63	63	0	0	9	9	9	54	54	1	5	63	0	0	3	3	3	60	60	0	0	12	9	9	3	3	3	0	0	0	5	63	28	28	33	33	33	2	2	0	0	28				
埼玉県	越谷市	○						○	11630			○						○	54060												○			○	22690	19226							・平均支給額は令和4年度の実績額より記入。 ・牛乳不飲・長期欠食等による調整あり(学校給食費)			
埼玉県	蕨市	○						○	11630			○						○	51060												○	○	20146									学用品費・通学用品費として一定額を支給している(1年生:11,630円、その他:13,900円)				
埼玉県	戸田市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	18178									・通学費、医療費は費目設定ありだが、令和4年度実績なし。			
埼玉県	入間市	○						○	11630			○						○	54060												○	○	11800													
埼玉県	朝霞市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	19187									・支給平均額について、令和4年度の実績から算出。 ・通学費について、令和4年度の支給実績なし。			
埼玉県	志木市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	18787												
埼玉県	和光市	○						○	※			○						○	54060													○	○	20556									・学用品費は1年が11,630円、2年から6年が13,900円 ・通学用品費は学用品費に含む ・医療費は令和4年度中の支給実績なし			
埼玉県	新座市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	20002												
埼玉県	桶川市	○						○	※			○						○	54060													○	○	19201										学用品費・通学用品費は併せて支給。小学校は1年生11,630円、2年～6年生13,900円。		
埼玉県	久喜市	○			○	11630	11630					○						○	54060			○										○			○	22690	22690									
埼玉県	北本市	○			○	11630	10842					○						○	54060													○	○	18060												
埼玉県	八潮市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	15882									
埼玉県	富士見市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	16574									
埼玉県	三郷市	○						○	11630									○	54060													○			○	22690	22690									
埼玉県	蓮田市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	22690									
埼玉県	坂戸市	○			○	11630	10986					○						○	54060													○	○	16748										医療費は中学3年生まで子ども医療費支給制度の対象になるため、支給実績なし。		
埼玉県	幸手市	○						○	11630			○						○	54060			○			○	44020	0					※1	○			○	22690	20820							※1 通学費・実績無し ※2 給食費:3学期分の給食費については、コロナ対策補助金により保護者負担が発生していないため、支給実績無し。	
埼玉県	鶴ヶ島市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	16146									
埼玉県	日高市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	20397								「学校給食費」については、小学校1年生及び義務教育学校1年生は4月が5食分のため39,120円。	
埼玉県	吉川市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	22690									
埼玉県	ふじみ野市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	15160										医療費の支給平均額0円については、支給実績なしのため。		
埼玉県	白岡市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	15966										通学用品費については、1年生は支給なし。校外活動費(宿泊を伴うもの)については、5年生のみ支給する。 医療費については、認定者は医療券により医療機関を受診し、市が医療機関に支払う。		
埼玉県	伊奈町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	18658									

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																														
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																														
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																														
		(1) 費目毎の援助額																																(2) 補足事項														
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																						
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項													
63	63	63	0	0	9	9	9	54	54	1	5	63	0	0	3	3	3	60	60	0	0	12	9	9	3	3	3	3	0	0	0	5	63	28	28	33	33	33	2	2	0	0	28					
埼玉県	三芳町	○					○	11630			○					○	54060												○	○	18234																	
埼玉県	毛呂山町	○			○	11630	11630				○			○	54060	54060													○			○	22690	22690														
埼玉県	越生町	○						○	11630			○				○	54060												○			○	22690	16995														
埼玉県	滑川町	○						○	11630			○				○	54060												○			○	21890	22465														
埼玉県	嵐山町	○						○	1630			○				○	54060												○	○	22690													生徒会費、医療費 実績なし 学校給食費 1年生45,150円				
埼玉県	小川町	○			○	11630	11630			R5年度単価	○					○	50000												○			○	22690	20615										R4年度は、学用品費・通学用品費・オンライン 学習通信費を合算して支給したため、執行額に よる記載が困難である。学校給食費は、第3子 のみ無償化している。				
埼玉県	川島町	○						○	11630			○					○	54060											○			○	22690	19738										医療費実績なし				
埼玉県	吉見町	○			○	11630	10289				○			○	54060	54060													○			○	22690	14104														
埼玉県	鳩山町	○			○	13900	12146				○			○	54060	54060													○			○	22690	22690											・通学用品費については、学用品費に含んでいる。 ・生徒会費の実績がない理由については、元々 児童(生徒)会が存在しないため。 ・学校給食費の実績がない理由については、無 償化だったため。			
埼玉県	ときがわ町	○						○	11630			○				○	54060												○			○	22690	13496														
埼玉県	横瀬町	○						○	11630			○					○	54060											○			○	22690	22690														
埼玉県	皆野町	○						○	11630			○					○	54060			○	○	0																						実績無し	○	○	9625
埼玉県	長瀨町	○						○	11630			○					○	54060			○	○	0																						通学費及び医療費については、実績なし。 学校給食費は、令和5年度から無償化(要保護 児童生徒及び町内に住所を有しない児童生徒 は除外)となっています。			
埼玉県	小庭野町	○						○	11630			○					○	54060			○			○	40020	0					○			○	22690	15670												
埼玉県	東秩父村	○						○	11630			○					○	54060											○			○	22690	12060											・医療費は実績なし ・学校給食費は無償化のため実績なし			
埼玉県	美里町	○						○	11630			○					○	51060											○	○	15000																	
埼玉県	神川町	○			○	11630	11363				○					○	54060												○	○	17022																	
埼玉県	上里町	○						○	※	※1年生:11,630 円、2～6年生: 13,900円	○					○	54060												○	○	20116																	
埼玉県	寄居町	○						○	13900	○	小1は11,630	○					○	54060											○			○	22690	22690														
埼玉県	宮代町	○						○	11640			○					○	51110											○						○	21580												
埼玉県	杉戸町	○			○	11630	10918				○						○	54060											○			○	22690	18256														
埼玉県	松伏町	○						○	11630			○					○	54060											○			○	22690	22690												通学用品費: (1学年を除く)／校外活動費(泊なし): 松伏小1年生120円4年生740円、その他 1,600円 医療費: 実績なし／学校給食費: 1年生47,000、 2～6年生47,500円		

[illegible]

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																																		8. その他														
		7. 令和5年度標準保護就学援助額																																																
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																
		(1) 費目毎の援助額																												(2) 補足事項																				
		学用品費				新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																												
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項																					
63	63	63	0	0	9	9	9	54	54	1	5	63	0	0	3	3	3	60	60	0	0	12	9	9	3	3	3	0	0	0	3	63	28	28	33	33	33	2	2	0	0	28	4							
埼玉県	越谷市	○					○	22730			○						○	60000												○			○	60910	60790									・平均支給額は令和4年度の実績額より記入。 ・牛乳不飲・長期欠食等による調整あり(学校給食費)						
埼玉県	蕨市	○					○	22730			○						○	63000												○	○	60697												学用品費・通学用品費として一定額を支給している(1年生:22,730円、その他:25,000円)						
埼玉県	戸田市	○					○	22730			○						○	63000				○	○	0							○	○	71756												・通学費・医療費は費目設定ありだが、令和4年度実績なし。					
埼玉県	入間市	○					○	22730			○						○	63000												○	○	48000																		
埼玉県	朝霞市	○					○	22730			○						○	63000				○	○	0							○	○	57145												・支給平均額について、令和4年度の実績から算出。 ・通学費について、令和4年度の実績なし。					
埼玉県	志木市	○					○	22730			○						○	63000				○	○	0							○	○	60681																	
埼玉県	和光市	○					○	※			○						○	63000												○	○	65015													・学用品費は1年が22,730円、2年から3年が25,000円 ・通学用品費は学用品費に含む ・医療費は令和4年度中の実績なし					
埼玉県	新座市	○					○	22730			○						○	63000				○	○	43000						○	○	54654																		
埼玉県	桶川市	○					○	※			○						○	63000												○	○	47146																		
埼玉県	久喜市	○			○	22730	22730				○						○	60000												○			○	60910	60910															
埼玉県	北本市	○			○	22730	21832				○						○	63000												○	○	66047																		
埼玉県	八潮市	○					○	22730			○						○	63000												○			○	60910	54765															
埼玉県	富士見市	○					○	22730			○						○	63000												○			○	60910	47444															
埼玉県	三郷市	○					○	22730			○						○	63000												○			○	60910	60910															
埼玉県	蓮田市	○					○	22730			○						○	63000												○			○	60910	60910															
埼玉県	坂戸市	○			○	22730	21802				○						○	63000												○	○	50816																医療費は中学3年生まで子ども医療費支給制度の対象になるため、支給実績なし。		
埼玉県	幸手市	○					○	22730			○						○	63000				○			○	80880	0					※1	○			○	60910	59410										※1 通学費:実績無し ※2 給食費:3学期分の給食費については、コロナ対策補助金により保護者負担が発生していないため、支給実績無し ※3 給食費:中学3年生は、52,500円が上限額		
埼玉県	鶴ヶ島市	○					○	22730			○						○	63000												○			○	60910	53625															
埼玉県	日高市	○					○	22730			○						○	60000												○			○	60910	59476												「学校給食費」については、中学校3年生及び義務教育学校9年生は3月が半額のため49,350円。 学校給食費の支給については、保護者からの徴収はせずに、実績に基づき教育委員会から学校給食センターへ支払いを行っている。			
埼玉県	吉川市	○					○	22730			○						○	63000												○			○	60910	60910															
埼玉県	ふじみ野市	○					○	22730			○						○	63000												○	○	49376																	校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費の支給平均額0円については、支給実績なしのため。	
埼玉県	白岡市	○					○	22730			○						○	60000												○	○	56447																	通学用品費については、1年生は支給なし。 校外活動費(宿泊を伴うもの)については、1年生と2年生に支給する。 医療費については、認定者は医療券により医療機関を受診し、市が医療機関に支払う。	
埼玉県	伊奈町	○					○	22730			○						○	63000												○			○	60910	60864													体育実技用具は令和4年度支給実績なし。		

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																														8. その他													
		7. 令和5年度予算保護就学援助額																																											
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																											
		(1) 費目毎の援助額																								(2)補足事項																			
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費						修学旅行費																			
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項										
63	63	63	0	0	9	9	9	54	54	1	5	63	0	0	3	3	3	60	60	0	0	12	9	9	3	3	3	0	0	0	3	63	28	28	33	33	33	2	2	0	0	28	4		
埼玉県	三芳町	○						○	22730				○				○	60000												○	○	44829													
埼玉県	毛呂山町	○			○	22730	22730					○	60000	60000																○			○	60910	60910										
埼玉県	越生町	○						○	22730				○			○	63000													○		○	60910	45303											
埼玉県	滑川町	○						○	22730				○			○	60000													○		○	60910	44578											
埼玉県	嵐山町	○						○	22730				○			○	63000													○	○	45544											医療費実績なし 学校給食費 3年生52,500円		
埼玉県	小川町	○			○	22730	22730				R5年度単価	○			○	60000														○		○	60910	48362									R4年度は、学用品費・通学用品費・オンライン学習通信費を合算して支給したため、執行額による記載が困難である。学校給食費は第3子のみ無償化している。		
埼玉県	川島町	○						○	22730				○			○	63000													○		○	60910	51237									校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし 医療費実績なし		
埼玉県	吉見町	○			○	22730	19557					○		○	63000	54484														○		○	60910	54627											
埼玉県	鳩山町	○			○	25000	23359					○		○	63000	60000														○		○	60910	51423										・通学用品費については、学用品費に含んでいる ・学校給食費の実績がない理由については、無償化だったため。	
埼玉県	ときがわ町	○						○	22730				○			○	63000													○		○	60910	52977											
埼玉県	横瀬町	○						○	22730				○			○	60000													○		○	60910	60910											
埼玉県	皆野町	○						○	22730				○			○	63000				○	○	0							実績無し	○	○	60910												
埼玉県	長瀨町	○						○	22730				○			○	63000				○	○	0							実績なし	○		○	60910	60910									通学費及び医療費については、実績なし。 学校給食費は、令和5年度から無償化(要保護児童生徒及び町内に住所を有しない児童生徒は除外)となっています。	
埼玉県	小鹿野町	○						○	22730				○			○	63000				○			○	80880	0				○		○	60910	60910											
埼玉県	栗秩父村	○						○	22730				○			○	63000													○		○	60910	0									・体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(泊あり・泊なし)、クラブ活動費は実績なし ・学校給食費は無償化のため実績なし		
埼玉県	美里町	○						○	22730				○			○	60000													○	○	30000													
埼玉県	神川町	○			○	22730	22155					○				○	60000													○	○	66372											コロナウイルス感染症に関連する対応や困難世帯へ向けたの対応として、神川町は令和元年度より家庭子ども相談員を設置し制度の周知やサポートを行っている。 サポートの具体策として、困難世帯に向けての食糧支援や相談事業、経済的理由により欠席の兆候がある児童生徒への訪問など、生活改善の取り組みを主体として活動している。(食糧支援の食料等は農家や農協などからの寄付をもとに配布している。) コロナウイルス感染症による要計急変世帯についても家庭訪問を主体として相談員が情報収集、制度周知を行っている。 また、経済的に困難している児童生徒に対する取り組みとして、平成31年4月1日から給食費の無償化を実施している。		
埼玉県	上里町	○						○	※	※1年生:22,730円、2～3年生:25,000円		○				○	63000													○	○	62073													
埼玉県	客居町	○						○	25000	○	中1は22,730	○				○	63000													○			○	60910	60910										
埼玉県	宮代町	○						○	22740			○					○	60980											○						○	57720									
埼玉県	杉戸町	○			○	22730	21379					○					○	60000												○		○	60910	60910											
埼玉県	松伏町	○						○	22730			○				○	63000													○		○	60910	60910									通学用品費・(1学年を除く)医療費 実績なし 学校給食費:1～2年生54,300円、3年生52,500円		